

国会公契第41号  
令和5年3月9日

各地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長  
( 公 印 省 略 )

「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削る。

○建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）の一部改正について（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等) 第4 1～2 (略)</p> <p>3 申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査用データを<input type="text"/>入力画面<input type="text"/>上<input type="text"/>において作成し、送信させ、前項第四号から第七号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。</p> <p>なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第七号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等) 第4 1～2 (略)</p> <p>3 申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査用データを<input type="text"/>別添<input type="text"/>の入力画面<input type="text"/>上<input type="text"/>において作成し、送信させ、前項第四号から第七号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。</p> <p>なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第七号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。</p> <p>4 (略)</p>

改正案

(削る)

現行

別添

▼ 種別	02. 受付番号	03. 業者コード	04. 申請者の規模	05. 適格組合証明
種別	TRCRISコード	PURDISコード		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
▼ 申請	<p>一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（組立・建設コンサルタント等）</p> <p>令和5・6年度において、食機期で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、変更と相違しないことを誓約します。</p>			
申請日	// /			
申請先	受付票返信先電子メールアドレス			
▼ 会社	08-08 本社（店）住所・郵便番号			
〒	〒 [郵便番号から住所を検索] 郵便番号が分からない場合はこちら			
カナ				
住所				
登記簿上住所				
▼ 法人	07 法人番号			
法人番号	法人番号が分からない場合はこちら			
▼ 法人	09. カナ			
商号又は名称				法人形態
▼ 代表者	10. 代表者氏名			
姓（カナ）		名（カナ）		
姓		名		
役職				
▼ 担当者	11. 担当者			
姓（カナ）		名（カナ）		
姓		名		
▼ 連絡先	12. 本社（店）電話番号			
電話番号				内線
▼ 本社（店）	13. 担当者電話番号			
電話番号				
▼ 本社（店）	14. 本社（店）FAX番号			
FAX番号				
▼ 電子入札ICカード	15. 電子入札ICカードの登録番号			
登録番号	0000000000			
▼ 電子メール	16. 電子メールアドレス			
電子メールアドレス				
▼ 申請代理人	17. 申請代理人（代理申請時）			
氏名				
〒	〒 [郵便番号から住所を検索] 郵便番号が分からない場合はこちら			
カナ				
住所				
電話番号				
▼ 設立	18. 設立年月日			
年月日	// /			
▼ 企業	20. みなし大企業			
みなし大企業				<p>○ 下記のいずれかに該当する。○ 該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行済株式の総額又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中川企業</li> <li>・発行済株式の総額又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中川企業</li> <li>・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中川企業</li> </ul>





